

(趣旨)

第1条 この指針は、市の財産を民間企業等の広告掲載及び市と民間企業との連携（以下「広告掲載等」という。）の媒体（以下「広告媒体等」という。）として活用することにより、市の新たな財源の確保、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るために必要な基本的な事項を定めるものとする。

(広告媒体等)

第2条 財産を所管する局（局でない場合は、局に相当する組織）の長（以下「局長等」という。）は、所管する財産のうち、次に掲げる広告掲載等に活用できるものを広告媒体等として積極的に活用するものとする。

- (1) 市が発行する印刷物
- (2) 市が制作するwebページ
- (3) 市が保有する施設及び車両
- (4) その他広告媒体等として活用できるもので局長等が定めるもの

2 広告掲載等の実施は、局長等が必要な手続を経て決定する。

(広告掲載等の内容の範囲)

第3条 広告掲載等は、次のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 個人、団体等の意見広告及び名刺広告
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 美観を損ねるおそれのあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (9) その他広告掲載等の内容として適当でないもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載等の内容についての基準は、別に定める。

(広告掲載等の規格)

第4条 広告掲載等の規格、数量、位置等は、広告媒体等ごとに局長等が定める。

(広告掲載等の募集方法等)

第5条 局長等は、所管する財産を媒体として広告掲載等を行おうとする者（以下「広告主等」という。）を次の方法により広告媒体等ごとに募集する。

- (1) 広告代理業を営む者（以下「広告取扱者」という。）による募集（広告代理店方式）

(2) 公募（直接方式）

(3) その他局長等が必要と認める方法

2 広告掲載料、連携料及び広告主等の選定方法については、局長等が別に定める。

（広告掲載等の審査）

第6条 局長等は、選定された広告主等から広告掲載等の内容が提案されたときは、その内容を速やかに審査し、必要がある場合は、広告主等及び広告取扱者に修正を行わせる。

（審査機関）

第7条 局長等は、広告掲載等に関する審査を行うため、広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の会長は、局長等とし、委員は、関係部課長をもって充てる。

3 前項に定める委員のほか、必要があると認められるときは、関係課長以外の課長を臨時委員とすることができる。

4 審査会の会議は、会長が必要と認めたときに、開催する。

5 このほか、審査会の運営について必要な事項は局長等が別に定める。

（広告主等及び広告取扱者の義務）

第8条 局長等は、広告主等及び広告取扱者に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

(1) 広告掲載等の内容に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。

(2) 広告掲載等の内容が第三者の権利を侵害するものでないこと。

(3) 広告掲載等の内容に関連する財産権について、その権利処理が完了していること。

(4) 広告掲載等の内容が第6条の規定による修正の指示内容を満たしていること。

2 局長等は、前項各号に掲げる事項に対し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償等の問題が生じたときは、広告主等及び広告取扱者の責任で解決させるものとする。

（広告掲載等に係る契約の解除）

第9条 局長等は、広告主等及び広告取扱者が第6条の規定による修正の指示に従わないとき、契約後の事情により第3条の基準に抵触したとき、その他特に必要があると認めるときは、広告掲載等に係る契約を解除する。

（広告物の撤去等）

第10条 局長等は、次のいずれかに該当するときは、契約の条件で定めるところにより、自ら広告物の撤去、削除又は塗りつぶし等を行うことができる。

(1) 広告主等及び広告取扱者が広告掲載等の期間満了後においても広告物を撤去せず、又は削除しないとき。

(2) 前条の規定により広告掲載等に係る契約を解除された広告主等及び広告取扱者が広告物を撤去せず、又は削除しないとき。

(3) 広告主等が倒産、解散等により消滅したとき。

2 前項の広告物の撤去、削除又は塗りつぶし等に要する費用は、広告主等及び広告取扱者の負担とする。

(その他)

第11条 この指針に定めるもののほか、必要な事項は局長等が別に定める。

付 則

この指針は、平成18年10月1日から施行する。